

京都市消防局指定管理者選定委員会について

1 指定管理者制度とは

財団法人、民間事業者など、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、京都市の「公の施設」（消防局→「京都市市民防災センター」）の運営と管理を京都市に代わって行うものです。（地方自治法第244条の2第3項）

2 指定管理制度の目的

- (1) 公の施設の管理運営に民間の能力を活用します。
- (2) 住民サービスの向上、経費の節減等を図ります。

3 委員会（地方自治法第138条の4第3項の市長の附属機関）の役割

京都市市民防災センター施設を活用し、安定したサービスの提供と効率的な管理を行うことができる団体「指定候補者」（指定管理者の候補となる団体）を選定していただきます。

（京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第15条、16条）

○委員会で選定していただいた「指定候補者」は、京都市議会で審議（この団体で良いかどうか）され、議会の議決を経て「指定管理者」に決定されます。

（地方自治法第244条の2第6項）

4 委員会で審議・審査し、決定していただくこと（全2回）

- (1) 第1回（7月20日（水））
 - ア 選定方法（「公募とする」又は「公募を行わずに選定する」）の検討
 - イ 募集要項（募集の条件等）の検討
 - ウ 審査方法（審査項目、採点表）の検討
- (2) 第2回（8月30日（火））
 - ア 審査方法に基づく審査
 - ・申請書類の審査・管理運営の実績評価（委員による採点（事前採点））
 - ・申請団体からの直接の説明及び委員からの質疑応答
 - イ 指定候補者の選定